

議案第 96 号

平成 30 年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第 1 回)  
について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、山陽小野田市地方卸売市場事業  
特別会計予算を次のとおり補正する。

平成 30 年 12 月 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

平成 30 年 度

山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算

(第 1 回)

## 平成30年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）

平成30年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 7,520	千円 △140	千円 7,380
	1 一般会計繰入金	7,520	△140	7,380
3 繰越金		10	140	150
	1 繰越金	10	140	150
歳 入	合 計	10,723	0	10,723

歳入補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	千円 7,520	千円 △140	千円 7,380
3 繰越金	10	140	150
歳入合計	10,723	0	10,723

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	7,520	△140	7,380
計	7,520	△140	7,380

3 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	10	140	150
計	10	140	150

節		区 分	金 額	説 明
1	一般会計繰入金		△140	一般会計繰入金

1	繰越金	140	前年度繰越金	140